

## 大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 生理学研究所 における研究評価について

生理学研究所では、評価の企画又は研究のマネジメントを専門とする常設の組織を有していないことから、外部委員を含む委員会組織による検証を経て、所長のリーダーシップのもと、研究所の運営が行われている。評価事務局（総務課）は、各種会議等を通じて、研究所の方針を実現するための事務支援に当たる。

本稿においては、研究所運営に関する点検評価の推進について概説する。

### 1. 生理学研究所の概要

#### 1 - 1 概要

生理学研究所は、大学における学術研究の発展に資するため、生理学に関する総合研究を行うことを目的としている。人体の生命活動の総合的な解明を究極の目標とし、随意運動の中枢機構、視覚聴覚等の情報処理、神経系の発生及び可塑性、興奮・分泌・輸送の分子機構等の究明を通じ、人体及び高等動物の生理機能について分析的、総合的な研究を行っている。

#### 1 - 2 沿革

昭和 52 年（1977 年） 生物科学総合研究機構（基礎生物学研究所、生理学研究所）創設

昭和 56 年（1981 年） 岡崎国立共同研究機構（分子科学研究所、生物科学総合研究機構（基礎生物学研究所、生理学研究所）の総合化）創設

平成 16 年（2004 年） 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所）創設

#### 1 - 3 職員数・予算・研究組織（平成 18 年 4 月 1 日現在）

##### 職員数

所長	教授 （うち 客員）	助教授 （うち 客員）	助手	特任助 手	研究員	総研大 大学院 生	特別共 同利用 研究員	技術課 技術職 員	合計
1	16(3)	17(3)	34	3	35	61	14	30	211(6)

（岡崎共通研究施設を含む）

##### 財政規模（単位：千円）

・運営費交付金（平成 17 年度決算額・岡崎共通研究施設を除く）

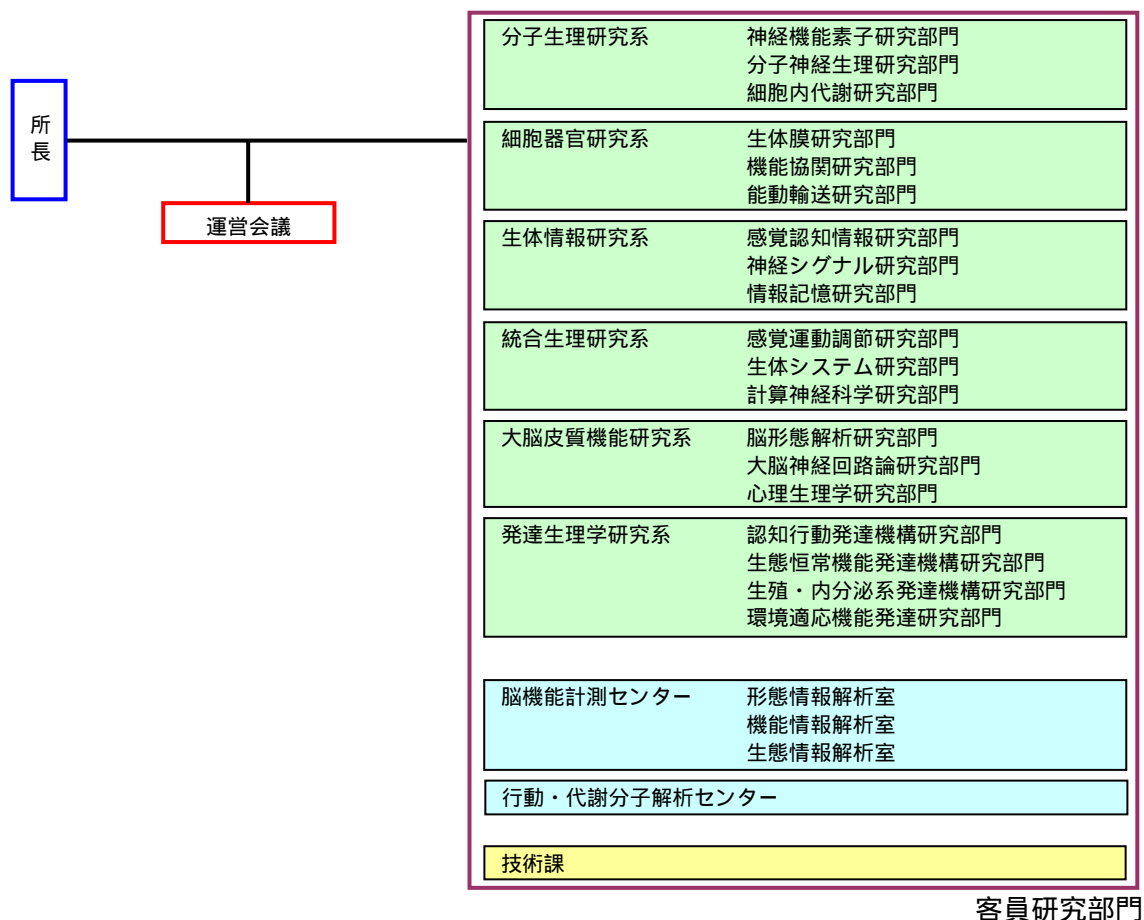
人件費	物件費	施設費	合計
963,226	883,410	1,515,238	3,361,874

・外部資金（平成 17 年度受入額：間接経費・一般管理費を除く・岡崎共通研究施設を除く）

科学研究費補助金	その他の外部資金	合計
386,420	372,506	758,926

## 研究組織

6 研究系、19 研究部門、2 センターと技術課を置いている。全国の大学の教員その他の者で、研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する者の利用に供するとともに共同研究を行う。



## 2 評価推進体制

### 2 - 1 評価事務局の体制

研究連携担当主幹が評価担当者となり、所長ならびに点検評価委員会委員長（副所長）との連携に基づき事務処理を実施している。評価専門の部局は設置していない。

点検評価委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部総務課において実施をしている。

### 2 - 2 評価事務局の役割

研究所の評価担当者は、所長および点検評価委員会委員長との連携に基づき事務処理を行っている。

### 3 代表的又は特徴的な評価

#### 3 - 1 名称

点検評価

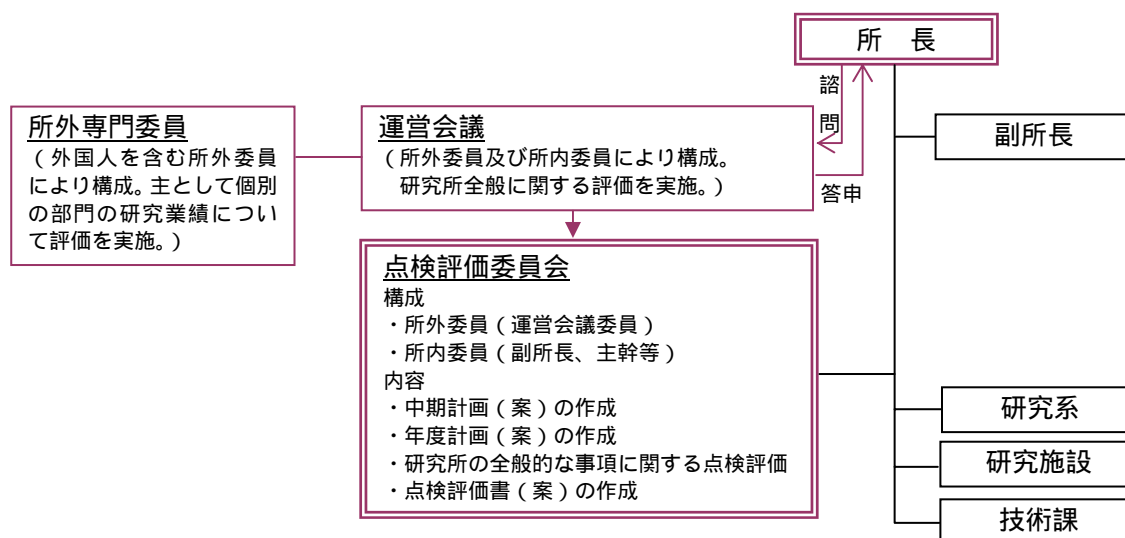
#### 3 - 2 趣旨

生理学研究所では、研究所の運営、研究及び教育等の状況について自己点検・評価及び外部評価を行い、さらに中期計画及び年度計画に反映させ、研究所の活性化を図る。

#### 3 - 3 評価実施に関する委員会

点検評価委員会（点検評価規則は、別添 1 参照）

評価体制図



#### 3 - 4 評価者（レビューア）の選定基準

所内から、副所長、主幹、技術課長を、所外からは、運営会議委員から選定している。研究部門の研究業績の評価にあたる所外専門委員は、関連分野研究者の中から外国人を含むように選ばれる。

#### 3 - 5 評価対象

各研究テーマは、教授の責任で推進し、所外専門委員により研究水準に関する評価を約4年に1回の割合で行っており、本稿で説明する点検評価においては、研究所全体の運営に関する観点から評価を行っている。

具体的に委員会は、次に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

- 一 自己点検・評価及び外部評価の基本方針に関すること。
- 二 自己点検・評価及び外部評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 中期計画及び年度計画に関すること。
- 五 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う評価に係る諸事業への対応に関すること。
- 六 その他自己点検・評価及び外部評価に関すること。

### 3 - 6 実施時期

毎年度10月～12月にかけて実施している。

### 3 - 7 評価方法

所長より運営会議に対して諮問を行い、運営会議では、点検評価委員会を設置した上、評価を実施し、評価結果の報告書案を所長に答申する。

具体的には、研究所の諸問題に関して現状分析、対策案等を所内委員がまとめ、その後、所外委員も含めて議論を重ねて報告書案をまとめている。

### 3 - 8 評価項目

委員会では、次の各号に掲げる事項について点検評価を行う。また、以下に掲げる事項に係る具体的な点検評価項目は、委員会が別に定めることとしている。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。
- 三 研究所の運営に関すること。
- 四 大学その他研究機関等との共同研究体制に関すること。
- 五 大学院教育協力及び研究者の養成等教育に関すること。
- 六 研究組織及び研究施設に関すること。
- 七 研究支援体制に関すること。
- 八 事務処理体制に関すること。
- 九 施設・設備及び研究環境に関すること。
- 十 国際研究交流に関すること。
- 十一 学術団体との連携に関すること。
- 十二 社会との連携に関すること。
- 十三 管理運営に関すること。
- 十四 研究成果等の公開及び公表に関すること。
- 十五 点検評価体制に関すること。
- 十六 その他委員会が必要と認める事項

平成17年度では、具体的に取り上げた項目としては、研究体制、就業体制、予算、評価への対応、労働安全衛生、基盤整備、技術課、共同利用・共同利用研究、研究連携、動物実験、大学院教育、トレーニングコース、知的財産、国際交流、広報活動、社会貢献、日米科学技術協力「脳研究」分野、ナショナルリソースプロジェクト「ニホンザル」などがある。

### 3 - 9 評価結果の公表

研究成果を中心に報告書として年度末までに取りまとめ、文部科学省、国公立大学、大学共同利用機関、その他関係研究機関、近隣の地方自治体、報道機関、研究所所外関係委員に送付している。

### 3 - 10 実施上の注意事項又は評価の特色

大学共同利用機関としての使命を果たすために研究水準の評価や各研究課題の評価、人・予算等のリソースの配分等、様々な課題解決のための評価やそれら評価結果の活用が考えられるが、まず、現段階で点検評価は、所内における問題点認識の共有化と順位付けのコンセンサスを得ることに主眼をおいて実施し、また有効に機能していると考えられる。

## 4 評価結果の取扱い

4 - 1 被評価者へ評価結果を開示、被評価者から評価結果に対する意見を提出する体制  
被評価者は、評価報告書により、評価内容を知る機会を有する。被評価者は、評価結果について評価者と意見交換を行うことは、可能であるが、一方、明確な評価基準を設けた評価を実施していないことから、現在の評価方法において、評価結果に対する意見を提出する体制の整備の必要はほとんどないと考える。

4 - 2 資源配分（予算、人材、研究スペース等）への評価結果の反映状況  
資源配分にある程度考慮されるが、その程度はあまり大きなものではない。  
その理由としては、各研究部門の研究費の主要な部分は、それぞれが獲得している外部資金によっていること、所長リーダーシップ経費などの予算は、主に若手研究者支援に充てられること、などがあげられる。

4 - 3 企画立案（PLAN）のための意思決定プロセスや戦略策定への評価結果の反映状況  
大型機器の導入・更新などの立案に際しては、実績の資料とともに評価結果が考慮される。なお、予算規模の大きい事業に関しては、外部委員が約半数を占める運営会議でも審議される。

具体的には、研究所全体の運営に関する具体的案件の立案は、通常、所長と副所長が協議の上で提出する素案をもとに、毎月の教授連絡会で詳細な検討が行われ、所長のリーダーシップで決定されている。この立案に当たっては、点検評価結果を踏まえて、運営会議委員の意見や関連学会員からの要望等が十分留意して進められ、特に規模の大きな計画に関しては、その間、運営会議の審議を経て決定している。

例えば、発達生理研究系の新設、行動・代謝分子解析センターの新設、動物実験センターのS P F化などは、いずれもこのプロセスによって実施してきている。

平成19年度に向けてこの立案のシステムをさらに改善・強化する予定で検討が進められている。

一方、各研究部門で行われている個別の研究については、評価結果の反映はそれぞれの研究グループ（教授）に委ねられている。

## 5 特記事項

### 5 - 1 研究部門の研究水準の評価について

生理学研究所点検評価委員会に専門委員会を設置し、所外9名程度（研究部門の評価に関し、1研究部門あたり外国人1名を含む3名程度）の専門委員により、研究部門の研究水準の評価を毎年度実施し、評価報告書の一部として、国公立大学、大学共同利用機関、試験研究機関等の独立行政法人、地方自治体、報道機関、及び研究所関係委員等に公表している。ただし、同一の研究部門が被評価対象となるのは、4年に1度くらいの割合としている。

専門委員には、被評価部門の研究業績を評価することのできる研究領域の近い研究者を選定し、国内だけでなく、海外研究者を含めるように取り組んでいる。

## 5 - 2 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成18年10月11日に現地調査を実施し、生理学研究所における評価活動を確認した。現地調査には、研究開発評価推進検討会の委員である内田理之氏（理化学研究所経営企画部評価推進課長）及び小湊卓夫氏（九州大学大学評価情報室助教授）に同席いただき、意見交換を行った。

生理学研究所では、従来、研究所全体の評価には、所内および所外委員より構成される点検評価委員会で報告書を作成し、運営会議で審議するという形を取ってきていた。しかしこの評価方法では、研究所全体の評価にはまだ不十分であり、研究所として、今年度（平成18年度）は、先ず、運営会議外部委員から忌憚ない意見の集約に重点を置いて取り組んでいる。また、外部評価制度の改善についても、来年度は評価の客観性が担保される制度で外部評価を行うことの検討を進めている。

その他に、評価結果を計画立案に活かすような仕組みや評価結果と計画立案、その実行成果の対応がもっと明確に見える様にする等、体制も含めて検討を進めている。

しかし、経費的制約もあり、直ちに全て具現化できないことが多く、小規模な研究所としても如何に効率的で効果的なマネジメントを行うか、一つ一つ解決していつている現状であり、来年度には新しい体制で対応出来るよう検討が進められているとのことであった。

これらを現状も踏まえて、後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

区 分	コ メ ン ト
(1) 研究の企画立案（PLAN）への評価の活用について	<p>SPF 動物舎の予算獲得のため評価結果が活用された例はあるが、研究者の自由発想を重視した運営を行っており、研究テーマを如何に戦略的に立案する仕組みを構築していくか今後に期待したい。</p> <p>毎年度点検評価書を作成し、将来計画についても意見をまとめている。そこで現状把握を行っているが、現実問題として評価結果を計画立案に活かすことが十分に出来ていないとのことであった。経費的制約はあるが、体制・仕組みの検討を進めているとのこと、今後に期待したい。</p>
評価の推進体制について	<p>運営会議及び点検評価委員会が推進主体である。</p> <p>所長の下に点検評価委員会が置かれ、当該委員会で中期計画案、年度計画案の作成と点検評価案の作成の両方を実施している。評価の客観性の担保についても今後検討していく上で、明確にしていくことが重要な観点であろうと感じた。</p>
代表的な又は特徴的な研究等事例に対する評価について	<p>運営会議及び点検評価委員による年次評価が実施されており、体制としては確立され、定常的に行われている。しかし、評価結果を研究現場にダイナミックにフィードバックする手法が確立されていないようであり、評価のための評価になりがちなため、より評価結果を活かせる新たな仕組みを取り入れた方が良いという印象がある。</p> <p>所員と外部者によって組織活動を評価し、外部者によって個別研究活動の評価を実施している点は、研究マネジメントにとって有効な体制に思える。</p>

<p>(2) 評価により研究の進展に大きな影響があった事例について</p>	<p>法人化に伴う経営陣の経営改革に対する意識は、決して強いとは言えないが、これは研究者の自由発想を尊重し、研究活動は現場にまかせるという風土が強いことが理由と思われる。評価活動がもっと研究開発活動を刺激できれば良いと感じた。</p> <p>事例が見つからなかった理由に、所内における課題の共有と順位付けの了解が点検評価によって得られても、教授の責任で改善を行うよう任されていることが考えられる。改善のリーダーシップを所長がもっと取れる仕組みがあると良いと思われる。</p>
<p>(3) 評価システム改革のための方策について</p>	<p>小さな組織であるために、運営会議と点検評価委員会の役割分担が明確に分けられていないという印象を持った。企画立案と点検評価は組織上分離することも一つの策と考えられる。</p>
<p>(4) その他(研究評価について、特に気になる点や問題)</p>	<p>評価活動には法人としての説明責任を果たす側面があるが、もっと評価結果を活用し、前向きに取り組む姿勢が必要であるように感じた。</p>
<p>&lt;その他のコメント&gt;</p> <p>経営者に権限と責任をもっと強く意識できるような仕組みが必要であるような印象を受けた。評価を実施してもそれを活用する主体が十分機能していない状態ではないかと思われる。国民に対する説明責任を果たそうという意識がさらにあれば良いのではないかと思われる。</p> <p>評価を意識した計画立案の必要性について、言及があったが、組織がそれに対応できていない部分を感じられた。従来のように、個々の研究者の集合体が組織として位置づけられているようであり、評価書等には個別所員の研究の実績が詳細に列記されているが、組織として研究成果をまとめ、分析したものが見当たらなかった。これは研究の自由度を高める意味で重要であるが、当該研究所が国内外でどのような位置づけにあり、どのような方向性を目指しているのか、競合する組織との差別化をどのように図っていくのかを考える際、まとまりのある組織データと個々の所員のデータをバランスよく分析する必要がある。そのようなデータ収集の体制と組織戦略の立案は、小さな組織であればなおさら必要性が高いものと思われ、基礎研究の拠点としてより活躍の場を広げる手段として取り入れたらよいのではないかと感じた。</p>	

平成 16 年 4 月 1 日

生研規則第 3 号

最終改正 平成 17 年 3 月 18 日

## 自然科学研究機構生理学研究所点検評価規則

(目的)

**第 1 条** この規則は、自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）の設置目的及び社会的使命を達成するため、研究所の運営、研究及び教育等の状況について自己点検・評価及び外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を行い、もって研究所の活性化を図り、中期計画及び年度計画に反映させることを目的とする。

(点検評価委員会)

**第 2 条** 研究所に、前条の目的を達成するため生理学研究所点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副所長
- 二 主幹
- 三 研究施設の長
- 四 研究所運営会議の所外委員 4 名
- 五 研究所の技術課長
- 六 その他委員会が必要と認めた者

3 前項第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

**第 3 条** 委員会に委員長を置き、副所長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、主幹（研究連携担当）がその職務を代行する。

(招集)

**第 4 条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(点検評価委員会の任務)

**第 5 条** 委員会は、次に掲げる事項について企画、検討及び実施する。

- 一 自己点検・評価及び外部評価の基本方針に関すること。
- 二 自己点検・評価及び外部評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 中期計画及び年度計画に関すること。
- 五 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う評価に係る諸事業への対応に関すること。
- 六 その他自己点検・評価及び外部評価に関すること。



(点検評価事項)

**第6条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について点検評価を行うものとする。

- 一 研究所の在り方、目標及び将来計画に関すること。
- 二 研究目標及び研究活動に関すること。
- 三 研究所の運営に関すること。
- 四 大学その他研究機関等との共同研究体制に関すること。
- 五 大学院教育協力及び研究者の養成等教育に関すること。
- 六 研究組織及び研究施設に関すること。
- 七 研究支援体制に関すること。
- 八 事務処理体制に関すること。
- 九 施設・設備及び研究環境に関すること。
- 十 国際研究交流に関すること。
- 十一 学術団体との連携に関すること。
- 十二 社会との連携に関すること。
- 十三 管理運営に関すること。
- 十四 研究成果等の公開及び公表に関すること。
- 十五 点検評価体制に関すること。
- 十六 その他委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検評価項目は、委員会が別に定める。

(専門委員会)

**第7条** 委員会に、専門的事項について調査させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織等については、委員会が別に定める。

(点検評価の実施)

**第8条** 自己点検・評価又は外部評価は、毎年度実施する。

(点検評価結果への公表)

**第9条** 研究所長は、委員会が取りまとめた点検評価の結果を、原則として公表する。ただし、個人情報に係る事項、その他委員会において公表することが適当でないことと認められた事項については、この限りではない。

(点検評価結果の対応)

**第10条** 研究所長は、委員会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

(庶務)

**第11条** 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務部総務課において処理する。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て研究所長が定める。

## 附 則

この規則は、16年4月1日から施行する。

## 附 則(平成16年生研規則第20号)

この規則は、17年3月18日から施行する。